

## 奨励品種意見聴取会設置要領

### (目的)

第1条 「栃木県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する要綱」第9条第2項の規定に基づき、奨励品種の指定又はその解除に当たって関係者から意見を聴取することを目的として、「奨励品種意見聴取会（以下、「意見聴取会」という。）」を設置する。

### (所掌事務)

第2条 意見聴取会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 奨励品種の指定又は解除に関すること
- (2) その他必要な事項

### (組織)

第3条 意見聴取会は、座長及び委員をもって構成する。

- 2 座長は、栃木県農政部生産振興課長をもってあてるものとする。
- 3 意見聴取会の委員は、別表に掲げる構成団体から推薦された職員等をもってあてるほか、いちごその他の園芸作物については、卸売市場の関係者から座長が指名した者をもってあてるものとする。

### (意見聴取会)

第4条 意見聴取会は、座長が招集し、これを主宰する。

- 2 座長が必要と認めるときは、委員以外の者に対して意見聴取会への出席を求め、意見を聴取することができる。

### (事務局)

第5条 意見聴取会に関する事務局は、栃木県農政部生産振興課が行う。

- 2 栃木県農政部経済流通課、栃木県農政部経営技術課及び栃木県農業試験場は、事務局の補助を行う。

### (その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、意見聴取会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表

<いちご>

構成団体
全国農業協同組合連合会栃木県本部
一般社団法人とちぎ農産物マーケティング協会
〃
栃木県農業士会いちご部会
とちぎ観光いちご園連絡協議会

<その他の園芸作物>

構成団体	該当農作物
全国農業協同組合連合会栃木県本部	なし、りんどう、にら
一般社団法人とちぎ農産物マーケティング協会	なし、うど、あじさい、りんどう、にら
〃	にら
〃	なし
〃	あじさい、りんどう
関係農業協同組合（該当農作物の取扱があるところ）	なし、うど、りんどう、にら

<稲、大麦、小麦及び大豆>

構成団体	該当農作物
全国農業協同組合連合会栃木県本部	稲、大麦、小麦、大豆
栃木県食糧集荷協同組合	稲、大麦、小麦、大豆
一般社団法人とちぎ農産物マーケティング協会	稲、大麦、小麦、大豆
公益社団法人栃木県米麦改良協会	稲、大麦、小麦、大豆
農業協同組合（種子場代表及び一般栽培代表）	稲、大麦、小麦、大豆
栃木県農業士会土地利用型部会	稲、大麦、小麦、大豆
栃木県食糧卸販売協議会	稲、大麦、小麦、大豆
ビール酒造組合	大麦
栃木県精麦協同組合	大麦、小麦
栃木県麦民間流通連絡協議会	大麦、小麦